令和5事務年度 証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、近年の金融商品取引業者等(以下「金商業者等」という。)を取り巻く環境等及び令和5年1月27日に公表した第11期中期活動方針において、リスクベースアプローチに基づく証券検査の継続や投資者被害事案に対する積極的な取組を掲げていることを踏まえ、令和5事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング²の主な検証事項等について取りまとめた。

1. 金商業者等を取り巻く環境等

(1) 金商業者等を取り巻く環境

令和5年6月に策定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」においては、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行すること及び資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定することが盛り込まれている。家計の安定的な資産形成を図るためには、経済や企業の成長の果実が家計に分配される資金の好循環を実現することが重要であり、そのためには、金商業者等が、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において顧客本位の業務運営を適切に確保し、期待される役割を十二分に発揮していくことが引き続き重要となっている。

また、デジタル化の進展等に伴い、ビジネス環境が大きく変化する中、他の証券会社や金融機関との業務提携、市場環境や顧客ニーズの変化に則したサービスの提供等による持続可能なビジネスモデルの構築に向けた動きが見られる。

さらに、サイバー攻撃被害のリスクは年々高まっており、金融機関に対しては、 経営陣のリーダーシップの下、サイバーセキュリティ対策を強化するよう累次の 注意喚起が発出されるなど、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリス ク管理態勢の強化が求められている。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「AML/CFT」という。)に対する国際的な関心は引き続き高く、FATF 第4次対日相互審査結果のフォローアップ状況及び第5次対日相互審査を見据え、金商業者等においては、引き続き、

¹ 令和5事務年度は令和5年7月から同6年6月までを指す。

 $^{^2}$ 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を指している。「検査」とは、金融商品取引法第56条の2等の検査権限に基づくものを指し、「モニタリング」とは、検査以外のものを指す。

同対策への取組が求められることとなる。

(2) 金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

昨事務年度より、以下のとおり、金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の見直 しの動きが見られる。こうした動きも踏まえ、金商業者等は、顧客本位の業務運 営の徹底や、投資者保護を強化するための対応が求められている。

① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」における議論を踏まえ、顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客への情報提供の充実を図るための制度整備に向けた動きがあるほか、複雑な仕組債等について顧客に対する適切な販売勧誘を実現するため、自主規制機関が自主規制ガイドラインを改正するとともに、組成コスト(理論価格)の開示及びリスク・リターンの開示・分析等のあり方について周知した。

② デジタル化の進展等への対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、ソーシャルレンディング等を行う第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止するほか、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について、金商法の販売勧誘規制を適用する等の制度整備に向けた動きがある。また、非上場有価証券やセキュリティトークンの取引プラットフォームの環境整備が進められる中、PTSにおいてセキュリティトークンの取り扱い開始に向けた動きも見られる。

③ ESG 投資信託に係る規定の整備

近年、世界的に「グリーンウォッシング問題」が指摘されていること等を踏まえ、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を一部改正し、ESG に関する公募投資信託の情報開示などについて、具体的な検証項目が規定された。

④ 投資運用業者等の受託者責任の明確化

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、ファンド・オブ・ファンズ形式等により、実質的に外部の運用会社が運用する投資信託について、投資運用業者等の受託者責任の明確化を図るため、自主規制機関が、自主規制ルールを改正し、投資信託証券の組入れや投資信託の運用指図に係る外部委託を行う際の遵守及び留意すべき事項等を規定した。

(3) 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

昨事務年度の証券モニタリングを通じ、金商業者等の中に、金商業者等を取り 巻く環境等の変化を受け、ビジネスモデルや内部管理態勢の変更といった動きが 見られた。

① 第一種金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者

顧客本位の業務運営の取組状況については、銀証連携による金融商品の販売に関し、地域銀行系証券会社において、適合性原則を遵守するための態勢整備が不十分であり、適合性原則に抵触する不適切な勧誘販売が認められたほか、登録金融機関においても、金融商品仲介業を行うための適切な態勢整備が行われておらず、投資者保護上問題のある行為が行われ、結果として、地域銀行系証券会社の適合性原則に抵触する業務運営にも繋がっている状況が認められた。さらに、金融商品仲介業者への業務委託を通じた金融商品の販売において、不適切な勧誘行為が認められるとともに、所属金融商品取引業者による仲介業務委託先の管理態勢が不十分な状況が認められた。

大手証券会社においては、ブロック取引に係る相場操縦行為や売買審査態勢の不備、銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況が認められた。

② 投資運用業者

運用の外部委託を行う投資運用業者において、自社が設定したファンド・オブ・ファンズ形式で運用する投資信託に関し、商品特性に応じた調査を十分に行っていないなど、運用財産の運用・管理を適切に行っていない事例が認められた。

また、REIT やインフラファンド等の投資法人の運用を行う資産運用業者において、物件取得に係る調査が不適切な状況や、保有物件の収益管理が適切に行われていない状況という善管注意義務違反や、利害関係者との取引の適切性について事後検証が行えない状況等の利益相反管理態勢に不備が認められた。

③ 投資助言・代理業者

無料で会員登録を行った見込み顧客に対して配信したメールマガジンにおいて、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行う等の法令違反行為が認められた。

④ 第二種金融商品取引業者

金銭の貸付けを出資対象事業とするファンドの募集ページにおいて、担保の 状況及び貸付先の財務状況に関し、虚偽の内容を告げて当該ファンドの出資持 分の取得勧誘を行っている状況が認められた。

⑤ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、店頭デリバティブ取引又は外国社債の募集若しくは私募の取扱いを行っている業者が認められた。

2. 業態横断的な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、また、金融庁の「金融行政方針」等も 念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項として、以下 の項目について検証を行う。

① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築 や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況

例えば、仕組債に限らず、複雑又はリスクが高い商品の販売については、販売対象顧客の設定や顧客説明に関する社内ルールを整備し適切に実施しているか、 その遵守状況を適切にモニタリングしているか、顧客本位の業務運営に関する原 則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか等について検証を行 う。

② デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部 管理態勢の構築

例えば、非対面営業の拡大、新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化による金商業者等の経営に与える影響や、それらを踏まえた内部管理 態勢の構築について検証を行う。

他方で、従来型の対面営業に依存したビジネスモデルが継続されている場合は、 その持続可能性など、市場環境や顧客ニーズの変化等が財務面を含む経営に与え る影響等についても検証を行う。

- ③ サイバーセキュリティ対策(インターネット取引における不正アクセス対策を 含む)の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理(システム開発・ 運用管理や外部委託先の管理を含む)の対応状況
- ④ AML/CFT に係る内部管理態勢の定着状況
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及 び再発防止策の取組状況

上記のほか、「資産所得倍増プラン」や資産運用業等の抜本的な改革等の金商業 者等を取り巻く環境を踏まえた具体的な取組やその環境の変化等に応じて、機動的 にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

|3. 規模・業態別の主な検証事項|

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ3

引き続き、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について検証する。

また、売買審査態勢を含む業務運営態勢に不備が認められたことを踏まえ、不 公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況 について検証する。

さらに、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施する。

3メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、関係部署と連携し、 銀証連携ビジネスの推進を踏まえた顧客情報管理態勢等の整備状況についても 検証を行う。

(2) 外国証券会社

グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応 した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。また、 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況について 検証を行う。

(3) ネット系証券会社

昨今のサイバー攻撃被害のリスクの高まりを踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等のビジネスモデルを踏ま えた外部委託先の管理態勢や、委託手数料無料化等の動きもある中、新規口座開 設数の急増や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢 の整備状況について検証を行う。

(4) 準大手証券、地域証券会社(地域銀行系証券会社を含む)

顧客の高齢化や相続による顧客資産の流出、手数料競争の激化やデジタル化の推進による影響などによって経営環境が厳しい中、これまでの検査において、不適切な投資勧誘等、投資者保護の観点から問題のある行為が認められていることから、適合性原則への対応等が図られているかについて検証を行う。

また、主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

5

³ 大手証券会社グループ:グローバルに活動する国内証券会社

(5) 外国為替証拠金取引業者

昨今のサイバー攻撃被害のリスクの高まりを踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(6)投資運用業者

運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、利益相反管理態勢の整備状況等について検証を行う。

(7)投資助言・代理業者

顧客に誤解を生じさせる広告手法や、虚偽の説明による勧誘行為などの投資者 保護上問題のある行為の有無について検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目し、投資者等から 寄せられた情報の分析等を通じた検証を行う。

(9) 金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者 を活用した対面営業への拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性について検証を行う。

登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各 業態の特性を踏まえて証券モニタリングを実施する。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資家へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていく。

なお、上記の他、1.(2)に掲げた各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

4. 証券モニタリングの進め方

(1) 検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 8,200 者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進めていく。また、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施するものとする。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある 検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握 できない状況(検査未実施期間が長期化している場合を含む)
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念 される状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

(2) 関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、それぞれが持つ機能を最大限発揮していくために、 モニタリングや検査の計画策定から、情報共有、意見交換等も含めて緊密に連携 していくとともに、必要に応じて合同検査を実施する。

また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業等を行う暗号資産交換業者や金融 サービス仲介業者に対する検査において、証券監視委、金融庁検査部局、各財務 局等との間で、情報共有、同時検査の実施等の連携を図っていく。

なお、セキュリティトークンについて、金融庁関連部局等と連携しながら、発行・流通の状況も踏まえた情報分析等を行う。

自主規制機関と引き続き緊密に連携し、タイムリーな情報共有により、検知した内容やその時々の問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効果的・効率的に進めながら、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

5. 検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、 金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの 監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等に より、改善に向けた自主的な取組を促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。